

流山市農業委員会  
平成27年第2回  
総会議事録

平成27年2月23日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成27年第2回総会議事録

1 期 日 平成27年2月23日(月)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 1番 小田桐 仙  
2番 吉田 達弘

5 出席委員(16名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 恩田 一雄
5番 増田 正美	6番 石井 博
7番 秋元 正	8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 豊島 啓行
13番 大作 榮	14番 小林 常男
15番 水代 啓司	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 書記名 事務員 中里 友希

8 事務局 局長 福留 克志  
次長 吉田 勝実  
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) .....	1
(2) 議案第8号 農用地利用集積計画の決定について .....	8
(3) 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について .....	10
(4) 報告第3号 転用許可に伴う工事完了の報告について .....	12
(5) 報告第4号 専決処理の報告について .....	14

開会 午後3時00分

高市議長 皆様こんにちは。定刻になりましたので、これより平成27年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

先月は、皆様方にお寒いところを視察していただきまして、色々得たものもあろうかと思えます。

ただいまのところ出席委員は16名中15名、で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

1番、小田桐委員、2番、吉田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里事務員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。田村次長補佐。

田村次長補佐 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から、議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」までの3議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第3号「転用許可に伴う工事完了の報告について」から、報告第4号「専決処理の報告について」までの2項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の1頁をご覧ください。

議案第7号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成27年2月23日提出

流山市農業委員長 高市 正義

議案の1番と次頁の2番につきましては、同一事業のため、一括して説明いたします。初めに、本件の権利者につきましては、流山市名都借に住所を有する宗教法人でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市名都借にあります畑8筆で、転用面積は5,847㎡でございます。転用目的につきましては、霊園及びその駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の1頁と2頁でございます。

次に、議案3番の権利者につきましては、流山市野々下に住所を有する宗教法人でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市野々下1丁目にあります畑1筆で、転用面積は584㎡でございます。転用目的につきましては、駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の3頁と4頁でございます。

今月の農地法第5条許可申請につきましては、以上の3件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告します。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件です。本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

最初に、議案の1番と2番につきましては、同一事業のため、一括して報告いたします。

最初に、移転の原因につきましては売買で、転用目的は霊園及び駐車場用地とするものです。

権利者は現在、流山市名都借で寺院を営んでおりますが、檀家や近隣住民等から、墓地を分けてほしいとの要望が多く、現在、境内地には空きの墓地がないため、近隣の檀家の土地を利用し、墓地を造成することにしたとのことでした。

また、今回、この場所を選んだ理由について、お伺いしたところ、墓地の設置基準として、半径50メートル以内に住宅がないこと、既存の寺院に隣接していることが基準で、この基準に該当する土地が、今回の申請地のみであったことから、この場所を選んだとのことでした。

次に、事業計画につきましては、総面積約6,300㎡の土地に、墓地を1,271基、管理棟1棟、約60㎡、駐車場51台分を開発するものです。

次に、被害防除対策としては、雨水は計画地内に雨水貯留施設を設け、オーバーフロー分は、既設のU字溝へ放流する計画です。管理棟からの汚水排水につきまし

ては、合併処理浄化槽により処理し、処理後、新設のU字溝へ放流する計画です。

また、土砂等の流出防止対策につきましては、申請地の周囲にブロックを設け、土砂等の流出防止を図る計画です。

また、現在の地形に高低差があるためこの点についてお伺いしたところ、高くなっている土地の一部を削り、それにより発生した土、及び墓地造成した際に発生した土により、低い部分に盛土をするものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1,700m、流山運転免許センターの東約700mに位置する農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、土地の購入費が約1億600万円、造成費が約1億2,200万円、管理棟の建設費が約1,800万円等、合計約2億5,000万円で、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関からの残高証明書が添付されております。

次に、他法令については、墓地条例及び都市計画法による開発行為等に該当し、現在申請中であります。

また、近隣住民の同意につきまして、お伺いしたところ、半径百メートル範囲の住民に対して説明会を実施し、全員の同意を得ているとのことでありました。

また、交通安全対策につきまして、お伺いしたところ、現在の寺院への道路のほか、入口11メートルの進入路等を設けるとのことでありました。

続きまして、議案の3番につきまして、御報告いたします。

移転の原因につきましては売買で、転用目的は駐車場用地とするものです。

権利者は、流山市野々下にある寺院であります。

申請理由につきましては、既存の駐車場が狭いことから、平成24年に転用許可を受け、30台分の駐車場用地を確保しましたが、正月の参拝時、施餓鬼等の行事の際には、駐車場が足りなく、寺院周囲の運送会社の駐車場やJAの駐車場を借りていたとことで、今回14台分の駐車場を整備しようとするものです。

次に、雨水対策につきましては、駐車場の路盤は砕石舗装し、敷地内に自然浸透させる計画です。

また、土砂等の流出防止対策につきましては、申請地の周囲に柵を設け、土砂等の流出防止を図る計画です。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、つくばエクスプレス流山セントラルパーク駅の北東約900mに位置する農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、土地の購入費が約700万円、建設費が約680万円で、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関からの残高証明書が添付されております。

次に、申請地につきましては、流山東部土地改良区域内にあることから、意見書が

提出されております。

また、申請地の北側の水路につきまして、お伺いしたところ、将来払い下げを受けたいとのことでありました。

最後に、他法令については、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

14番(小林委員) 1番と3番に同じ質問なのですが、1番は総額2億5千万と伺っていますが、1番と3番は両方売買なので、坪単価はそれぞれいくらでしょうか。

田村次長補佐 まず、議案の1番と2番につきましては、坪単価でだいたい6万円、議案の3番につきましては、坪単価4万円ということになっております。

10番(小嶋委員) 3番ですけれども、ここは田んぼですか。

田村次長補佐 3番の野々下1丁目の土地ですが、ここにつきましては、登記簿は田ですが、現況は畑です。

10番(小嶋委員) じゃあ埋め立てる必要は無いんですか。

田村次長補佐 はい。整地して、砕石を入れるということで上がっております。

9番(中村委員) 位置図で周辺がどうなっているのか説明してください。

田村次長補佐 赤くなっているのが申請地で、北が権利者のお寺です。西に行くと体育館で、北に行くと農協、その途中に倉庫があり、南にいくと八木中学校やコミュニティホームがあります。

申請地につきましては、以前このお寺の中に駐車場があったのですが、そこが満杯で、委員長報告にあったとおり平成24年に許可を得てこちらの部分を駐車場にしたんですけれども、施餓鬼等の行事の時には農協や運送会社の駐車場を借りたりしている状況で、駐車場が無いということで、今回増設という形で駐車場を設けるということです。

9番(中村委員) 低い場所ですよ。

田村次長補佐 はい。写真の奥が既存の駐車場で、手前のところを今回砕石舗装して、駐車場としたいというものです。

9番(中村委員) さっき小嶋委員から話があった、そこ盛土せずにそのまま使用すること、砕石で十分賄えてしまうんですか。

田村次長補佐 通常より厚めに砕石を入れるという計画で、業者の方から聞いており

ます。

9番(中村委員) 40cmくらい。

田村次長補佐 はい。通常の倍くらい砕石入れてやるということでした。

9番(中村委員) 計画図面もあると思うんですけど、それも砕石だけですか。砂利入れてトラロープ引くだけで、外構は何もせずですか。

田村次長補佐 外構につきましては、フェンスを設けるということで、少し見難いんですけど、ここにフェンスを設けるということになっております。南側については、進入路ですので、フェンスは設けませんが、西側と南側はフェンスを設置して、図面上番号振ってあるところが駐車スペースとなっております。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

5番(増田委員) そこは区画整理外ですか。反対側はやってますよね。

田村次長補佐 道路の西側は区画整理区域で、申請地は区域外です。

7番(秋元委員) その道路は広がるんじゃないんですか。

田村次長補佐 区画整理区域側に広がるということで、将来道路用地にはならないです。

9番(中村委員) 1番に戻ってもらっていいですか。増田委員の家の近くですよ。これだけの大規模工事で、搬入路はどこにあるのでしょうか。今ある道は非常に狭いと記憶しておりますが、そこから入れるのでしょうか。

田村次長補佐 今現在お寺の方に入る道が市道であります。この道が、これまでお寺に出入りする道だったんですけども、この道が幅員が狭いということで、新たに入口11m、幅員6mの道を作る計画です。

(午後3時20分 水代委員入室)

14番(小林委員) 元々あった寺院と隣接地というのは、どこで隣接しているんですか。隣接していないと、離れていては出来ないということでしたが。

田村次長補佐 申請地北東で隣接しております。既存のお寺がここにあります。議案案内図の2頁を見てもらった方がわかりやすいかと思えます。

14番(小林委員) そこに墓地があるんですか。

中里事務員 既存の墓地ではなく、既存の境内地に隣接しているのが条件になります。緑のラインが現在の境内地になります。この境内地の一部と、今回の申請地、それに北側の山林を少し使って新しく墓地を造る計画です。ですので、隣接は北西の既存境内地のところから隣接しているという形になります。

9番(中村委員) 我々の手持ち資料は白黒で、スライドだとカラーで出ているので、その色分けについて説明してください。

中里事務員 外側の緑については、緑地帯です。中の色分けについては、一区画の大きさになります。左が一番小さいところで、一区画0.64㎡になります。そこから右に向かって徐々に大きくなります。また、左下の部分は永代供養墓地という形で、一つ一つの区分けはしない墓地になります。そして、入口の周りに敷地内駐車場、南側進入路近くに敷地外駐車場を造り、境内地側に既存駐車場があります。

9番(中村委員) 完成するとどれくらいの規模になりますか。

中里事務員 全体で、1,271基になります。

9番(中村委員) 駐車場は。

中里事務員 敷地内が32、敷地外が19、既存が39台分になります。

9番(中村委員) 今聞いた話だと、足すと100台くらいにしかならないけど、周辺の方に駐車スペースで迷惑はかけませんか。墓地の数に比べて駐車場の台数が非常に少ないように感じます。

大作委員長 今、中村委員から墓地数に比べて駐車台数が少ないんじゃないかというお話ですが、墓地数から駐車台数を正式に計算する方法は無いということです。しかしながら、実際に西深井の霊園があり、その経験から、来客数の多い時期でも最大30台くらいですという説明でした。一回のお参りが10～20分くらいだということで、入れ替えがありますから、30台あれば足りるというお話でした。しかしながら、今回51台と既存の駐車場もありますので、十分という表現ではなかったんですけど、確保されるというお話でした。

9番(中村委員) 私が心配しているのは、彼岸の時期ってというのは集中するじゃないですか。その時に、周辺に対して御迷惑かけないのかなという心配があります。

1番(小田桐委員) 法定の最低駐車場台数が第1号議案の場合、64台になります。今回開発するにあたって51確保して、既存39台ですので、法定はクリアしているということで、確認されているのかなと思います。

9番(中村委員) 既存の墓地があるじゃないですか、既存墓地分の駐車場も含めて考えますと、条件クリアしているわけですけど、あくまで新設の墓地に対していかなものですか。従来の墓地だって何十基もあるわけですよ。申請地合わせて見ると、小田桐委員の言っているように台数はクリアしてますけど、あくまでも合わせてのものなのか、単独で見た場合にどうなのか、疑問を持っている次第であります。

中里事務員 既存の墓地に関しては、現在95区画あるそうです。墓地の基数の5%が駐車場の台数とされいますので、95基だと、5台分必要です。今回の墓地が64台分なので、合計で69台が法定の最低台数になります。今回は全部で90台になりますので、それでクリアしているという形になります。

1番(小田桐委員) 先ほど中村委員に御指摘頂いた、駐車場台数の確保、周囲に迷惑をかけないかどうかということと、元々の道路が狭隘だということから、今回、議案の中にある南側の通路が設けられているので、交通安全対策の問題といった問題は小委員会でも議論になって、管理者にきちんとやってほしいということは申し入れをさせていただきました。

高市議長 駐車台数と幅で出てくる交通上の問題の話ですが、ここは農地法に関わる問題の審議ですから。

1番(小田桐委員) そうなんですけど、農業委員会が交通安全とかも関与せずらいですって言っちゃうと、何やってるんだっていう話になりますから、そこは私たちが分けながらも、安全対策とか駐車場対策も含めて、法定はクリアしてますけど、対処し

てくださいよという話は小委員会でも話題にさせていただきました。

高市議長 だから施主の方に話はしてあるということですね。

大作委員長 今小田桐委員がお話しされたように、既存の市道は入口が4mの道路なんです。非常に狭隘なんです。しかしながら今回1,271基できますので、西側に新たに入口が11mの道路ができるんです。そうするとこれまで以上に安全を確保できるというように私どもは理解しておりますけど、相手の事業者にも、その辺は先ほど小田桐委員がお話ししたように、十分安全確保するようにという話はさせていただきました。

9番(中村委員) 委員長報告頂いたように、第1小委員会の皆様は現場見てるからわかってるんですよ。ただ、我々第2、第3の小委員会は今日だけの説明で理解できるのって言ったら、できっこないんですよ。だから、詳細に聞きたい。この辺知ってる方は知ってると思うんですけど、非常に周辺の道路が狭いんですよ。議長が仰るように、許可をどうするのかっていう話ですから、工事関係だってこれだけの規模ですから、結構な工事になると思うんですよ。あくまでも、新たに進入路を一個設けるわけですよ。工事車両はそこだけでよるしいんですかと。周辺、既存の道路が狭いですよね。そこは、工事車両は一切通過せずに、新設の道路だけを入口にクリアして行くんですかということです。

大作委員長 私も素人なので、工事車両については4tとかブルトーザとか入れると思うんですよ。その場合、既存の4m道路から入れると思います。しかしながら、工事の途中からは、新設道路の方から石屋さんとかが入るようになると思います。

9番(中村委員) 4tで商売になりますか。11tじゃないんですか。

大作委員長 そこはちょっと判りませんが、切り盛はほとんどしないということです。若干盛土はしなければならぬかもしれませんが、土砂を何千 $m^3$ 入れるというような、そういう工事ではないです。100 $m^3$ とか200 $m^3$ とか、そういったオーダの数量かと思えます。

9番(中村委員) じゃあ土砂条例も引っ掛からない範疇でやっている。

大作委員長 あまり経費をかけたくないそうです。確かに、平地ですのでそんなに切り盛りしてもしょうがないとは思いますが。

11番(小倉委員) 同じ委員会ではあるんですけど、土は入れないって言ってましたよね。11tのダンプなんかは入らないはずですよ。

9番(中村委員) それならそれでいいと思うんですよ。第1小委員会の皆さんは、聞いてわかってますけど、我々第2、第3の委員会はわからないものですから、それを聞いてるんです。それで、場所もはっきり明記してください。知ってる方がいいけど、知らない方はこの地図じゃどこかわからない。

大作委員長 確かに、第2、第3の委員会の方は、わからないと思いますが、しだれ桜があって有名なお寺です。一度か二度は行った方もいると思います。

7番(秋元委員) 周り囲んであるのが墓地だと思うんですけど、その下に通路があるんですよ。それで、通路をずっと行くと、市道の方に入れるようになってるんですよ。

ね。それで、市道の方を上へ上がって、4mか5mかわからないですけど、その道は広げないんですか。

中里事務員 見づらいかも知れないですけど、この部分はセットバックが入ってしまって、5mまで広げます。

9番(中村委員) それも、業者に言って狭いから何mまで広げなさいということじゃないから、開発行為に伴ってセットバックの要請ありということで、ただ、狭いから広げますってことじゃないってことも説明しとかないと、根拠があるわけですよ。

中里事務員 すみません。この部分、4.5mから約1mセットバックして、5.5mになります。これに関しては、管理棟の関係で開発行為の許可が必要になり、開発の方で事前協議が終わっているんですけど、担当課の指導でセットバックが必要ということになります。

9番(中村委員) 担当課どこですか。

中里事務員 開発行為の担当課は宅地課です。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の3頁をご覧ください。

議案第8号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成27年2月23日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月は新規に関するものが2件、更新に関するものが1件であります。

初めに、新規の案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案1番と議案2番の権利者につきましては、同じ方のため、一括して説明いたします。

権利者につきましては、流山市駒木台にお住まいの方で、職業は農業です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市北及び南にあります田3筆で、合計面積は、2,295㎡です。

利用権の設定期間につきましては、議案1番については、新規により3年間で、賃借料につきましては、玄米で30kgとなっております。議案の2番については、新規により6年間で、賃借料につきましては、10,000円となっております。

本件の議案案内図につきましては、5頁でございますので、合わせてご参照いただきたいと存じます。

議案書の4頁をお開きください。

次に、更新に関する案件になります。

議案3番の権利者につきましては、流山市中にお住まいの方で、職業は農業です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市古間木にあります畑1筆で、面積は、1,347㎡です。

利用権の設定期間につきましては、更新により6年間で、賃借料につきましては、10,000円となっております。

本件の議案案内図につきましては、6頁でございますので、合わせてご参照いただきたいと存じます。

今月の農用地利用集積計画につきましては、以上の3件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

大作委員長。

大作委員長 議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」御報告します。

今月の案件は、新規が2件、更新が1件です。

新規の議案1番と2番の権利者につきましては、同じ方ですので、一括して御報告いたします。

議案の1番と2番につきましては、新規の案件になります。

最初に、議案1番と2番の権利者につきましては、職業は農業で年齢は55歳です。また、営農状況については、耕作面積が約3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状況で、本件の1番につきましては、新たに3年間の利用権の設定、議案の2番につきましては、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

次に3番ですが、この案件は貸借期間の満了に伴う更新になります。

権利者の職業は農業で年齢は60歳です。また、営農状況については、耕作面積が約6.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4名です。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は、耕起済みの状況でありました。また、本件については、引き続き、6年間の利用権を設定しようとするものです。

以上のことをもとに審議したところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案については、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の6頁をご覧ください。

議案第9号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成27年2月23日提出

流山市農業委員長 高市 正義

はじめに、今回、それぞれ相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出があったものであります。

はじめに、議案1番の相続人は流山市大字木の方で、相続開始年月日は平成26年9月25日です。

納税猶予の願い出がありました土地は、流山市木にあります畑3筆、面積1,429㎡で、市街化区域内にあり、生産緑地地区に指定されている農地であります。

本件の議案案内図につきましては、7頁にございますので合せてご参照いただきたいと思います。

次に、議案2番の相続人は流山市芝崎の方で、相続開始年月日は平成26年5月2日です。

納税猶予の願い出がありました土地は、流山市芝崎にあります田3筆、面積

2,903㎡、同じく芝崎にあります畑1筆、面積895.08㎡で、市街化区域内にあり、生産緑地地区に指定されている農地であります。

本件の議案案内図につきましては、8頁にございますので合せてご参照いただきたいと思います。

今月の納税猶予に関する適格者証明願につきましては、以上の2件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は2件です。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

議案1番の被相続人は、大正12年生まれで、平成26年9月に、91歳で亡くなられた方でございます。相続人は、被相続人の養女で長男の妻に当たり、昭和30年生まれの59歳でございます。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。なお、被相続人の生前も、申請者は農業を手伝っており、その関係から農地を相続し、納税猶予の適用を受けることになったとのことです。

次に、農業従事者につきましては、申請者夫婦の合計2名でありました。

次に、申請地にビニールハウスが建っており、ブロッコリー、トマト等が作付されておりました。

次に、議案2番の被相続人は、昭和2年生まれで、平成26年5月に、87歳で亡くなられた方でございます。相続人は、被相続人の妻に当たり、昭和5年生まれの84歳でございます。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。なお、被相続人の生前も、申請者は農業を手伝っており、その関係から農地を相続し、納税猶予の適用を受けることになったとのことです。

次に、農業従事者につきましては、申請者及び長男の合計2名でありました。

次に、申請地は、耕起済みの状態でありました。

なお、各案件について、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないこと、3年に一度、税務署に「引き続き農業経営を行っている旨の証明」を提出しなければならないことを説明したところ、それぞれ申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、それぞれ全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第9号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第3号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の8ページをご覧ください。

報告第3号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成27年2月23日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

この報告につきましては、今まで、農地転用許可後の工事完了の確認は、事務局のみで行っておりましたが、農業委員の皆様も事務局と併せ、工事完了の現地確認を行うこととなりましたことから、昨年12月から現地確認を頂いたその報告であります。

報告の1番から3番につきましては、改選前に御審議を頂いた案件であり、4番と5番につきましては、改選後の現在の委員の皆様にご審議を頂いた案件であります。

それでは、順に説明させていただきます。

1番につきましては、昨年7月の総会で審議がなされ、8月12日付けで、許可となった案件であります。昨年12月に旧第1及び第3小委員会の委員にご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の9頁・10頁でございます。また、現地確認した際の写真につきまして、スライドにしておりますので、合せてご参照をお願いいたします。

次に、2番につきましては、昨年5月の総会で審議がなされ、6月17日付けで許可となった案件であります。こちら、昨年12月に旧第1及び第3小委員会の委員にご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の11頁及び12頁でございます。また、合せてスライドのご参照をお願いいたします。

次に、3番につきましては、昨年3月の総会で審議がなされ、4月21日付けで許可となった案件であります。こちらは、昨年12月に旧第2小委員会の委員にご確認をい

いただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の13頁から16頁にございます。また、合せてスライドのご参照をお願いいたします。

次に、4番につきましては、昨年8月の総会で審議がなされ、9月17日付けで許可となった案件であります。こちらは、今年の1月に第1小委員会の委員にご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の17頁・18頁にございます。また、合せてスライドのご参照をお願いいたします。

最後に、5番につきましては、昨年10月の総会で審議がなされ、11月19日付けで許可となった案件であります。こちらは、今年の1月に第3小委員会の委員にご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の19頁・20頁にございます。また、合せてスライドのご参照をお願いいたします。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は以上の5件です。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。1番(小田桐委員) 転用許可そのものには直接は関係ないですけど、今写っている写真の場所の入口部分の側溝がきれいに修繕されたのではないかなと思慮するのですが、農業委員会でも小委員会で指摘をされてのことと認識してもいいのかだけ、事務局に伺いたいのですが。

田村次長補佐 今、小田桐委員からあったのは、5番の案件かと思いますが、写真のとおり、申請者の方で入口については良好な状態で施工してくれたということです。

高市議長 U字溝蓋したんだから、それ説明しないと。

9番(中村委員) 今、小田桐委員からあったように、議長と散々やりあった案件ですから、ちゃんと説明してくれないと。

田村次長補佐 この部分につきましては、中村委員が入っている第3小委員会で現地を見たときに、U字溝が壊れていて、ひどい状態でありました。そして、第3小委員会からの意見で、申請者の方に転用と合わせて修正するようお願いしました。

9番(中村委員) このU字溝は落ち蓋のU字溝なんですね。普通、U字溝って蓋かぶせるだけだから、ガタガタしちゃうじゃないですか。だけど、これはセクションかませであるんですね。これは普通のU字溝で、前面破損しておりました。この道路も、亀の子状態で全部ひびが入っていた。これが、指摘で全部、落ち蓋式U字溝で20mくらい全部新たに新設していただき、舗装の部分も自費でやっていただいた。

それと、外構のフェンスが木製でやってあったんですね。普通は簡単な安いフェンスなんですけど、これも杉板で3方全部やっていて、久しぶりにびっくりしまして、事業者に深く感謝いたしました。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第4号「専決処理の報告について」報告を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の10頁をお開きください。

報告第4号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月23日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は6件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、転用目的別につきましては、住宅用地が5件、駐車場が1件でした。今月の4条届出の合計は、以上、6件、18筆、5,094.11㎡で、地目別の内訳では、田が4筆、2,306㎡、畑が14筆、2,788.11㎡でした。

次に、議案書の12頁をお開きください。

2の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告は15件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が14件、賃借が1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が14件、駐車場が1件ございました。今月の5条届出の合計は、以上、15件、59筆、33,050.79㎡で、地目別の内訳では、田が20筆、8,260㎡、畑が39筆、24,790.79㎡でした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成27年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時10分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成27年2月23日

流山市農業委員会会長 .....高市 正義.....

流山市農業委員会委員 .....小田桐 仙.....

流山市農業委員会委員 .....吉田 達弘.....